

令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	真鍋昭洋	2番	田中夏代子
3番	船久保信昭	4番	西村澄子
5番	吉永直子	6番	壽福正勝
7番	内野明浩	8番	吉居恭子
9番	上野彰	10番	中村孝三

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	井上澄和	副企業長	武末茂喜
参与	佐々木康広	参与	小原博
局長	安藤敏洋	総務課長	村田直人
浄水課長	成富勅公	施設課長	寺田洋
料金課長	北島好英		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	中島勝巳	書記	深江孝允
書記	山川誠治		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第7号に対する質疑、討論、採決

日程第3 議員提出議案第1号に対する採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第6号 令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第7号 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について
- 議員提出  
議案第1号 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

開会 14時00分

○田中議長 定例会に先立ちまして、次回定例会の日程を配付させていただいておりますので御確認をお願いいたします。

では、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告書が提出されております。

早速、質問をお受けいたします。

6番 壽福正勝議員。

○壽福議員 6番、那珂川市議会選出の壽福正勝でございます。一般質問を行います。

今日の一般質問は、緊急工事の人員配置についてであります。質問の趣旨でありますけれども、この緊急工事に交通誘導警備員の配置を義務づけるべきではないかというのが本日の質問の趣旨であります。

それでは、早速質問に入ります。

この緊急工事とは、公道、私有地の別なく、24時間体制で漏水等の修繕工事を行うこと、このように理解してよろしいかお答えください。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 施設課寺田でございます。ただいま壽福議員より御質問がございました緊急工事についてお答えいたします。

当企業団における緊急工事は、公道及び私有地の水道メーターより道路側の給水管に対し24時間体制で対応しております。なお、私有地の水道メーターより建物側の漏水や器具の不具合などについては、指定給水装置工事事業者で対応していただくようお願いしております。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 私有地における修繕等については指定されている給水装置工事事業者が施工する、公道及び私有地の水道メーターより道路側の給水管につきましては24時間体制で対応しているとのことですが、この緊急工事を施工するに当たり、公道漏水修理等業務委託という契約がございますが、この契約の中での24時間体制での人員配置をお示してください。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 緊急工事の人員配置についての御質問にお答えいたします。

24時間対応するため、公道漏水修理等業務委託において、昼間は4名、夜間は1名から2名で修理できる体制を整えております。また、緊急工事の際には必要人員を整え工事を行うよう仕様書に示しております。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 今のお話では、業務委託契約での昼間及び夜間の作業員の待機状況の報告でありましたが、交通誘導警備員の配置、これはどのようになっておりますか。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 交通誘導警備員の配置についての御質問にお答えいたします。

交通誘導警備員の配置については、交通事情を考慮し必要人員を配置するよう仕様書に示しております。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 先ほど答弁いただきました、24時間対応するための待機には作業員のみで交通誘導警備員は明記していないが、仕様書には交通事情を考慮して配置するとのことですが、私は少なくとも作業員同様に待機枠の中にこの交通誘導員を入れる必要があるんじゃないかと考えております。

御承知のとおり、現在大阪関西万博、あるいは九州では熊本菊陽町でT S M C台湾半導体工場の建設が進んでおりまして、資材も含め作業員や交通誘導警備員等が条件のよい現場に流出をし、その確保が厳しい、難しい状況にあるとともに、働き方改革もございます。そこで、この交通誘導警備員を配置する必要性ということをどのように捉えておられますか。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 交通誘導警備員を配置する必要性についての御質問にお答えいたします。

交通誘導警備員の配置の必要性については、緊急工事を安全に行うため、交通事情を考慮し必要人員を配置する必要があると認識しております。ただし、近年は交通誘導警備員の手配に苦慮する場合もございます。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 緊急工事を迅速かつ安全に行うために必要であるけれども、しかしその確保に苦慮していると、まさにそのとおりであろうと思っております。

しかしながら、そうはいつでも、この緊急工事は待ってられないわけです。そこで、交通誘導警備員が手配できなかった場合、誰が交通誘導をしておられますか。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 交通誘導警備員が手配できなかったとき誰が誘導してるのかとの御質問にお答えいたします。

緊急工事では、交通誘導警備員の配置も含めたところで修理体制を整え施工するようにしております。しかし、どうしても交通誘導警備員が配置できない場合で、なおかつ交通車両の通行が少ない場合には、請負業者の社員などが交通誘導を行う場合もございます。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 請負業者の社員や作業員が交通誘導を行っているということですが、私はこの当企業団の職員さん、皆さんも交通誘導をされているというふうに聞いております。

そこで、交通誘導警備員の資格について、そこに少し触れますが、公安委員会が指定する道路としてA及びBがあります。このAの指定道路として、近隣では国道385号及び県道福岡早良大野城線等々があります。Bの路線につきましては、その他の道路として市道等がございます。このAの指定道路で交通誘導を行う場合は、1級及び2級の有資格者が義務づけをされております。Bのその他の道路につきましては、義務づけはされておませんが、警備会社が行う講習を受けることとされ、新人の誘導員は20時間以上、そして1年が経過するとともに、さらに10時間以上の講習を受講することとされております。

当企業団が行う請負工事は、その工事日程に応じて交通誘導警備員の配置が設計に組み込まれております。これは緊急工事じゃありませんね、請負工事です。であれば、請負工事であれ、この緊急工事であれ、同じような工事を行うわけですから、ぜひ冒頭申しあげました作業員等の待機の枠に組み込んで交通誘導員を位置づけるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○田中議長 寺田施設課長。

○寺田施設課長 作業員等の待機の枠に組み込んで交通誘導警備員を位置づけるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

令和3年4月から令和5年12月までの33か月間で交通誘導警備員を配置する必要があった緊急工事は126件、平均すると8日に1件の割合で発生している状況です。このような状況で常に交通誘導警備員を配置しておくことは、請負費の高騰につながり、費用対効果の点から現実的ではないと考えます。一方、緊急工事を安全に行うためには、交通誘導警備員の配置は必要とも認識しております。今後も緊急工事件数の動向や警備会社における

交通誘導警備員の確保状況の調査を継続し、交通誘導警備員を適切に配置し、緊急工事を安全に行うための方策を検討、対応する必要があると認識しております。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 33か月で126件の緊急工事ということがありますので、1年間で約45件あります。年間に45件の緊急工事、いつ発生するか分からない状況の中で、常に配置をする、待機をするということは、私も多少困難はあるというふうに思いますが、これは警備会社及び請け負ってる請負業者を交えて協議をする余地は十分にあるというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、作業員が誘導するとなると、作業員のほかに交通誘導をする作業員も必要となり、その人材の確保と経費は業務委託業者の大きな負担となります。万が一、作業員の誘導ミスや企業団職員の過失による交通事故等が発生した場合、その責任及び賠償は誰が持つのか、資格を持つまたは講習を受けた警備会社に委ねることにより、このような大きなリスクを回避することができるというふうに思います。緊急工事をおつ迅速に施工するための方策を加速して検討していただきたいと考えますが、最後に事務方トップであります安藤局長の見解をお示してください。

○田中議長 安藤局長。

○安藤局長 緊急工事を安全かつ迅速に施工するために方策を加速して検討していただきたいという壽福議員の質問にお答えします。

私も若い頃、維持管理を行う部署に長年おりました。その中で、多くの緊急工事に携わっております。請負業者は、その緊急工事を安全かつスピーディーに行う使命がございます。職員はその緊急工事が周りに影響がないか、いろいろなこと、全体を見て管理する必要があるというふうに認識しております。そういうことから、交通誘導員の配置につきまして、先ほどの寺田施設課長の答弁とも重なりますが、現状をしっかりと把握しまして緊急工事を安全に行うための方策を検討し対応していく必要があるということで、私も認識を同じにしているところでございます。

以上でございます。

○田中議長 壽福議員。

○壽福議員 終わります。

○田中議長 これで6番壽福正勝議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

質疑の通告はあっておりません。

これで議案第1号から議案第7号に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

討論の通告はあっておりません。

これで議案第1号から議案第7号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

議案第5号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のと

おり可決いたしました。

議案第6号令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

議案第7号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議員提出議案第1号を議題といたします。

採決に入ります。

議員提出議案第1号春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月21日

春日那珂川水道企業団議会議長 田 中 夏代子

6 番 壽 福 正 勝

7 番 内 野 明 浩